

定時第 2 回理事会・臨時第 7 回理事会（書面決議）

臨時第 3 回評議員会 議決

公益財団法人東京 YWCA

2024 年度 事業計画

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

公益財団法人東京YWCAは、2024年度の基本方針をつぎのように確認しました。各事業は、この基本方針を見据えて、2024年度の方針と計画を立て、達成に向けて事業を行います。

東京YWCA 2024年度 基本方針と重点課題

基本方針

1. 非戦の立場に立ち、平和憲法を護り、活かす。
2. 核兵器のない世界、原発のない社会を目指す。
3. 持続可能な環境の実現に努める。
4. いのちを尊び、平和を願い求める青少年を育てる。
5. 個人の尊厳を重んじ、支え合う社会を目指す。

重点課題

- ・憲法改悪阻止と、武力によらない平和の実現のために行動する。
- ・女性の人権と健康を守り、ジェンダー平等を実現する。
- ・多様性を受容できる寛容な社会に向けて行動する。
- ・非核の立場から原発について学び、脱原発を目指して行動する。
- ・地球環境に関心を持ち、温暖化抑制のために行動する。
- ・ユースのエンパワメントを推進する。

I 公益目的事業

1. 平和と人権事業（公1）

【事業内容】 平和、非暴力、非核、非戦を訴え、人権が尊重され、すべての人が共に生きる世界の実現を目指し、社会で不当な圧力を受けやすい人々を支援する事業

【2024年度方針】 人権が尊重されにくい人々に対して、必要な支援を行うと共に、社会に向けた啓発活動を実施する。

【2024年度計画】

1. 日本で学ぶ外国人留学生支援事業は、留学生を取り巻く社会環境の改善に取り組み、外国人留学生への日本の家庭交流及び支援事業を次のように行う。

①家庭交流

- ・日本で学ぶ外国人留学生と日本の家庭の「組み合わせ」
- ・「組み合わせ留学生」と日本の家庭の交流を深めるプログラム
- ・組み合わせ留学生と日本の家庭が初めて会う対面の会
- ・日本での学業を無事修了した組み合わせ留学生の卒業をお祝いする会の開催

- ・地域ごとの交流会

②日本で学ぶ外国人留学生支援

- ・日本の家庭を経験するホームステイ、ホームビジットの実施
- ・留学生談話室の開室、日本の文化を伝えるプログラム、個別日本語支援
- ・日本語発表会
- ・相談事業
- ・資金貸与、供与、機関保証

③ボランティア研修及び広報

- ・日本の家庭を対象とした研修（母の会）
- ・その他日本語支援等ボランティアに必要とする研修
- ・支援者への事業報告としての『あゆみ』の発行と配布
- ・ホームページの随時更新
- ・ボランティア募集

2. 留学生助成事業は、外国人留学生を対象に勉学に意欲的でかつ経済的に困難な学生に対して留学の目的が達成できるよう、奨学金を支給する。

①奨学金の支給

②奨学生報告会の実施

3. 中国帰国者日本語支援事業は、8月を除く毎月2回日本語サロンを開催し、中国帰国者の日本語支援を講師とボランティアによって実施する。中国帰国者のための戦後80年事業の準備をはじめめる。

4. 平和をつくるキャンペーン事業は、平和・人権をテーマとしたイベント及びキャンペーンをつぎのように実施する。

- ・非戦、非核、非暴力をともに考える憲法カフェ、講演会
- ・沖縄戦を憶え、武力で平和は実現できないことを学ぶ講演会などの開催
- ・武蔵野市の市民団体と共に実施する平和に関するイベントへの参加と協力
- ・キリスト教を基盤とした平和を実現させるための Christmas for Peace と東京 YWCA の各拠点におけるクリスマス会の実施

*Rise Up（包括的性教育に関するワークショップ）の実施と実施メンバーの養成、また、女性の人権勉強会の実施に関し、事業の位置づけを検討する。

災害によって脅かされる被災地の女性と子どもの人権を守るため、紛争・災害時緊急支援事業としてつぎの事業を実施する。

①紛争対応

- ・紛争地支援の実施
- ・啓発活動の実施

②災害対応

- ・被災地支援の実施
- ・啓発活動の実施
- ・災害時ネットワークの強化

- ・災害時プログラムの実施

③平時

- ・加盟団体との協力及びネットワークの構築
- ・東日本大震災の風化を防ぐプログラムの実施

＊事業変更が認められた場合つぎの事業を行う。

女性のリーダーシップ事業は、YWCAの目指す世界の実現のために、女性による社会変革を推進するリーダーシップを養成し社会的な課題の解決を目指す新たな活動を支援する事業を実施する。

5. 平和と人権に関する人材育成事業は、DVの被害を受けている人や受けた人を直接支援する人・団体・機関等に対し、次のような事業を実施する。

①支援者トレーニング

- ・支援者個人を対象としたトレーニング研修とフォローアップ研修
- ・支援する施設を対象としたトレーニング研修とフォローアップ研修

②支援者トレーニングのトレーナーの育成

③各支援現場の課題やニーズを把握し、目的に合わせた研修を行う出張研修

④支援者が集い情報交換やエンパワメントされる場としての支援者サロン

また、DVとHIV/AIDSの問題に取り組む若い女性を育成するためのインターンシップを実施する。

6. NPO/NGO団体への語学支援は、この法人の目的と共通する目的を持つNPO、NGOを対象に通訳、翻訳による語学支援を行う。また、語学ボランティア養成のための翻訳スキルアップの公開講座を実施する。

2. 青少年育成事業（公2）

【事業内容】子どもたちの固有の人格をかけがえのないものとして尊重し、他者と共に生きるグローバルな視点をもった人として全人格的に成長していくことを支援する事業

【2024年度方針】子どもたちが、リーダーシップとグループワークに支えられたプログラム体験を通して、新しい自分と出会い、多様な人々と共に生きる力を育んでいくことを目指す。一人ひとりが自分らしさを表現できるような安心して過ごせる場を作り、お互いを受け入れて交流し協力することの大切さを体験するプログラムを展開する。

【2024年度計画】

1. 教育キャンプは、あらゆる子どもたちにキャンプを提供することを目標に、次の事業を実施する。

- ・小学生キャンプ（小学生男女対象）
- ・中高生キャンプ（中高生女子対象）

- ・ファミリーキャンプ
- ・子どもキャンプ（キャンプ場近隣在住の小学生対象）
- ・ゆかりステイ（多様な参加者がキャンプ生活で自然体験する）
- ・冬休みスキーキャンプ（小学生男女、中高生男女対象）
- ・春休みスキーキャンプ（小学生男女、中高生男女対象）

また、子どもたちの年齢および興味・関心に合わせたプログラムの研究開発を行い、内容の充実を図る。

公益目的事業共通（被災者支援事業）で実施してきた放射線の値が高い地域に住む子ども対象の転地保養（リフレッシュ）プログラムを引継ぎ、福島県の子どもたちをファミリーキャンプに招待する。転地保養に加え、他地域の家族と交流することも目的とする。

2. 体験学習は、つぎの事業を実施する。

- ・子ども会：定期的な体験プログラムを子どもたちに提供して交流の場を作る。
- ・自然体験プログラム：関東近郊で体験できる今後の自然活動を検討する。
- ・青少年水泳：水の安全についての意識を高め、泳ぐ楽しさを伝えながら泳力を養い、心身の成長を支援する。

3. 学習支援は、日本語を母語としない親を持つ6歳から18歳の子どもたちへの日本語支援および学習支援、必要に応じて保護者への日本語支援も行う。対面支援を基本とするが、状況に応じてオンラインでの支援も実施する。

また、個々の学習者のニーズに応えた支援の質的向上のために、ボランティア研修を充実させ研究会への参加を勧める。ボランティア確保のために、近隣大学で活動紹介を行う。

地域で子どもたちを育てていくために、地域の関係団体、諸機関との連携を強める。

ユースボランティアでユース会議を行い、子どもたちに体験プログラムを提供する。

4. 青少年リーダー養成は、理論と実践で構成した研修プログラムを、青少年に関わる仕事や活動を行っている人たちを対象に実施する。

キャンプ場の環境を学ぶワークキャンプ、ウォーターフロントプログラムを学ぶキャンプを実施する。その他、子どもたちのキャンプにリーダーとして参加し、実際に子どもたちと関わりながらリーダーとしての役割を研修していく。多様な子どもたちに対応するためにリーダー養成に力を入れる。

3. 女性の健康事業（公3）

【事業内容】 運動の機会を必要とするすべての女性の心身の健全育成を図ることを目的とする事業

【2024年度方針】 健康の維持・向上を目指し、運動の継続的な実践及び生活習慣の改善に向けて事業を実施する。また、運動の機会を得にくい障がいのある女性や疾患後の女性に配慮した事業に取り組む。

【2024年度計画】

1. 女性の健康づくりは、サポートコースメンバーが運動を継続できるよう、運動カウンセリングや健康相談、健康セミナーを実施し、心身の健康づくりを支援する。
2. 疾患後の女性の健康づくりは、乳がん術後の女性の心身の健康回復をサポートする「アンコア」を実施する。整形外科的疾患をもつ女性が活動的な日常生活が送れるよう水中運動クラス「ディープウォーターウォーキング」を実施する。
3. 障がい児・者の健康づくりは、肢体不自由者が水泳や水中運動を通して自信や喜びが得られるよう「あひるの会」を実施する。発達に遅れや偏りのある女兒が母親と触れ合いながら水泳の習得をめざす親子水泳「かめさんくらぶ」を実施する。身体に障がいのある女性がプールで運動できるよう個別指導する「アクアサポート」を実施する。

4. 社会福祉に資する事業（公4）

【事業内容】一人ひとりが尊重され、その人らしく生きることのできる社会の実現を目指し、高齢者、障がい児・者とその家族、子育て家庭等の福祉の増進に寄与する事業

【2024 年度方針】地域・社会のニーズを的確にとらえ、高齢者、障がい児・者とその家族、子育て支援に取り組む。

【2024 年度計画】

1. 療育事業は、東京都と板橋区から認可を受け、行政から補助金を受けて、障がいサービス事業をつぎのように行う。
 - ・ 児童発達支援センター
 - ①児童発達支援事業（東京 YWCA キッズガーデン）
 - ②放課後等デイサービス（東京 YWCA キッズガーデンシマウマくらぶ）
 - ③障害児相談支援（計画相談・一般相談）また、青年期に入り、成人となった障がいをもつ人に対し、おもに就労と自立の支援を、この法人と同じ理念を持った他の非営利団体・機関に協力して実施する。
2. 発達支援相談事業は、発達に遅れや偏りのある幼児期の子ども及び保護者に個別支援を提供し、幼稚園、保育園に対しても、必要に応じた支援を行うため、次の事業を実施する。
 - ・ 子ども発達支援室
3. 発達支援体験事業は、発達に障がいもしくは課題を持つ幼児から高校生を対象に、独自の体験プログラムを通して、学校以外での支援の場を次のように提供する。
 - ①国領センター：サッカークリニック（休止）
 - ②板橋センター：にじいろ教室（ヨガ&ダンス、陶芸、料理、体操、アート）
4. 障がい児家族支援事業は、障がいのある兄弟姉妹（きょうだい児）をもつ児童と家族を支援するため、つぎの事業を実施する。
 - ・ 障がいのある子どものきょうだい児のための子ども会（きらりんこ）
 - ・ 障がいのある子どもの保護者のための体験を聞き合う情報交換の場（いどばた）

- ・障がいのある子どもをもつ家族同士の交流の場（ふぁみりんこ）
 - ・屋外で行う障がいのある子どもをもつ家族同士の交流の場（いっぽの会）
5. 障がい児・者介護事業は、東京都・板橋区の認可を受けた障がいサービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、移動支援を実施する。担い手の増員を図り、地域の障がい児・者の自立支援と社会参加を進める。
 6. 高齢者介護事業は、東京都・板橋区の認可を受けた介護事業として、居宅介護支援及び訪問介護支援を実施する。更なる担い手を確保し、事業の継続を図る。
 7. 高齢者電話相談事業は、電話で悩みや相談を受け、相談者の話に耳を傾け、孤独になりがちな高齢者が人と人とのつながりを感じ、生きて行くことに前向きになれるよう、「シニアダイヤル」を平日午後・土曜日午後に実施する。さらなる相談員の育成に努めるため、研修を実施する。
 8. 介護予防体験事業は、調布市の補助を受けて、自宅に引きこもりがちな高齢者に外出の機会を与え、地域社会の中で生き生きと生活できるよう、体験プログラムを実施する。
 9. 統合保育は、東京都の認可保育園として、東京都及び調布市の補助金を受けて、保育を必要とする児童を家庭の保護者にかわって保育する。また、子育て支援相談事業（たんぼぼ広場）を地域に向けて実施する。
 10. 読むことが困難な人々への支援事業は、発達障がいや知的障がい等により通常の活字を読むことが困難な人々を支援するため、マルチメディアダイジェットの技術を用いたデジタル録音図書等を製作し提供する。文字を音声化する担い手の育成をするため、講習会を実施する。
 11. 学童保育事業は、調布市の委託を受けて調布市染地地区において、学童クラブ4か所と放課後子供教室事業3か所を実施する。
- *事業変更が認められた場合つぎの事業を行う。
12. 地域における居場所事業（仮）を開始できるよう、2024年度中に変更認定申請する。2024年度中に認定が下りた場合、地域社会の中で孤立感や生きづらさを感じている人々を対象に、気軽に立ち寄り安心して過ごすことのできる居場所を提供し、共に生き生きとした地域社会をつくる活動を実施する。

5. 非営利機関・団体への施設貸与事業（公5）

【事業内容】 この法人の目的と共通性のある目的をもつ非営利の機関及び団体にこの法人が所有する施設を貸与する事業

【2024年度方針】 地域社会及び広域社会のニーズを調査し、この法人の目的と共通性のある目的をもつ非営利機関及び団体を優先的に受け付け、施設を貸与する。

【2024年度計画】 貸室が満室で推移するよう努める。また時間貸し会議室として空き部屋を提供し、非営利団体の活動を支援する。

II 収益事業等

1. 不動産賃貸事業（収1）

【事業内容】この法人の所有する施設の一部を収益を目的に企業、団体、個人等に貸与する事業
【2024年度方針】この法人の所有する施設の一部を企業、団体、個人等に貸与し、収益を上げる。
【2024年度計画】テナントが満室の状態に推移するよう、必要な施設整備を実施し、適切な管理をおこなう。月極駐車場、時間貸し会議室の稼働率を上げるよう努める。

2. フィットネスクラブ事業（収2）

【事業内容】収益を目的とした女性専用フィットネスクラブの運営
【2024年度方針】メンバーおよびスクール受講生を増やして収入増を図る。
【2024年度計画】安全で快適に運動できるよう、ハード、ソフトの充実に努める。新規利用者を獲得して定着を図り、メンバー数を回復させる。

3. 語学事業及び教養講座事業（収3）

【事業内容】生涯教育の視点に立ち、人格と教養を深めるために、英語、スペイン語、韓国語等の語学講座や絵画、染物などの趣味の講座を収益目的に行う
【2024年度方針】収益事業としてふさわしい教養講座の実施。
【2024年度計画】東京YWCA会館において、教養・趣味の講座を単発で実施する。

4. 自動販売機及び無人購買コーナーにおける販売事業（収4）

【事業内容】収益を目的に、この法人の所有する施設の空きスペースに設置した自動販売機及び無人販売コーナーで飲料や日用品を市場価格相当の対価を取って販売する。
【2024年度方針】収益を目的として自動販売機及び無人販売コーナーで飲料や日用品を販売する。
【2024年度計画】東京YWCA会館において来館者が必要とするものを販売し、利便性を上げるとともに収益を得る。

5. 東京 YWCA 会員及び将来的な会員を対象とする理解普及事業(他1)

【事業内容】この法人の会員及びこの法人の目的と事業に関心を持ち理解したいと望む将来的な会員を対象に、グループワークを中心に互いの親睦を深め、女性のリーダーシップを育て、この法人の目的を理解し、実現する人を育てる。

【2024 年度方針】グループでの活動を通じて、メンバー同士の相互作用によりリーダーシップを育て、法人の目的を実現する人を育てる。

【2024 年度計画】年度の途中からは、会員のみを対象とする会員グループ活動事業に変更して、展開していく。

III 法人管理

【2024 年度方針】公益目的事業を継続しておこなっていくために、若い世代および中堅の会員・職員の養成を図る。経理的基礎と内部統制の徹底に努める。

【2024 年度計画】財政および施設維持の中長期計画を策定し、実行する。2025 年度からの新しい運営委員会の在り方に向けて準備を整える。職員の世代交代に向けた体制づくりに努める。